生食発 1 2 1 0 第 1 号 令和 2 年 12 月 10 日

都道府県知事 各保健所設置市市長 特別区区長

> 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 ( 公 印 省 略 )

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について

公衆浴場の衛生及び風紀については、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第3条第1項において、営業者が必要な措置を講じることとされ、また、同条第2項において、都道府県等が当該措置の基準を条例で定めることとされています。

また、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成 12 年 12 月 15 日付け生衛発第 1,811 号厚生省生活衛生局長通知)の別添 2 「公衆浴場における衛生等管理要領」及び別添 3 「旅館業における衛生等管理要領」においては、男女の混浴制限年齢の目安を示しています。

今般、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」(令和元年度厚生 労働科学特別研究事業)の研究成果や、本改正に係るパブリックコメントの結果等を踏ま え、公衆浴場における衛生等管理要領等に定める男女の混浴制限年齢の目安等を別紙のと おり改正しました。

改正内容についてご留意いただくとともに、本改正を踏まえ条例等を改正する場合には、 地域住民等への影響を考慮し、十分な周知期間を確保していただきますようお願いいたし ます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

## 公衆浴場における衛生等管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正)

改正後	改正前
公衆浴場における衛生等管理要領	公衆浴場における衛生等管理要領
I · II (略)	I · II (略)
III 衛生管理	III 衛生管理
第 1 一般公衆浴場	第1 一般公衆浴場
1~5 (略)	1~5 (略)
6 飲用水供給設備の管理	6 飲用水供給設備の管理
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
ただし、温泉法(昭和23年法律第125号)に基づき、都道府県知事が	ただし、温泉法(昭和 23 年法律第 125 号) <u>第 12 条</u> に基づき、都道府
飲用の許可を与えている温泉については、適用しない。(略)	県知事が飲用の許可を与えている温泉については、適用しない。(略)
7・8 (略)	7・8 (略)
9 入浴者に対する制限	9 入浴者に対する制限
(1) おおむね <u>7歳以上</u> の男女を混浴させないこと。	(1) おおむね <u>10歳以上</u> の男女を混浴させないこと。
(2)~(4) (略)	(2)~(4) (略)
10・11 (略)	10・11 (略)
第2 (略)	第2 (略)
IV (略)	IV (略)